2021年2月12日

**経済産業省「我が国のAIカバナンスのあり方 ver.1.0（AI社会実装アーキテクチャー検討会　中間報告書） 」への**

**米国商工会議所・米日経済協議会からの意見提出**

　全米商工会議所・米日経済協議会は、経済産業省「我が国のAIカバナンスのあり方 ver.1.0（AI社会実装アーキテクチャー検討会　中間報告書） 」（以下「中間報告書」）に対する意見提出の機会を歓迎いたします。

　全米商工会議所はあらゆる規模と業種の企業300万社以上から構成される世界最大の経済団体であり、米日経済協議会を通じて米国企業の日本との経済活動や二国間の経済連携の強化を図っております。また、全米商工会議所は、人工知能（AI）、データプライバシー、サイバーセキュリティ、デジタル貿易、イーコマースを含むデジタル経済政策に関しても産業界の声を政府に届ける主導的役割を担っています。米国、日本、そして世界中において、経済成長や消費者保護、そしてイノベーションを促す政策を提唱しています。

　全米商工会議所・米日経済協議会は、AIが、新型コロナウイルス感染症などの脅威によってもたらされる課題の解決において一役を担い、景気を刺激し、日本の消費者、企業、社会に大きく貢献する可能性を秘めていると信じています。2019年に我々は人工知能への取り組みを検討する政策立案者に向けて以下の10の方針（プリンシプル）を[発表](https://www.uschamber.com/sites/default/files/chamber_ai_principles_-_general.pdf)しました。

1. 信頼できるAIはパートナーシップによってもたらされることを理解する
2. 既存の規制やルールをしっかりと認識する
3. リスクベースのアプローチをAIガバナンスに用いる
4. AI関連の研究開発への官民投資を支援する
5. AIを活用できる(AI-Readyな)人材を育成する
6. オープンかつアクセス可能な政府データを推進する
7. 堅固で柔軟なプライバシー保護体制を追求する
8. 知的財産に関する枠組みがイノベーションを保護・促進するよう取り組む
9. 国境を超えたデータフローに取り組む
10. 国際基準を遵守する

　これらのプリンシプルが経済産業省、AI社会実装アーキテクチャー検討会（以下「検討会」）、また日本政府の参考になれば幸いです。これらの基本的な考え方の提言に加えて、中間報告書に対して以下の通り意見を述べさせていただきます。

**I. AIガバナンスと日米デジタルパートナーシップ**

日米のパートナーシップは、オープンなデジタルアーキテクチャー、高水準の貿易ルール、国境を越えたデータフローに基づくグローバルデジタル経済の基盤になっています。日米両国はこのパートナーシップをG7、G20、アジア太平洋経済協力、世界貿易機関（WTO）などといった様々な多国間フォーラムにて発揮し、デジタルの分野における両国共通の優先政策を推し進めてきました。このパートナーシップの核心には、日米デジタル貿易協定などの枠組みやデジタル政策に関する定期的な対話へのコミットメントにより構築された強力な二国間関係があります。二国間のデジタルパートナーシップに適当な焦点を当てることで、通商的な結びつきが強化されると同時に、他の場でも再現可能な高い基準が形成されるのです。

バイデン新政権の発足は、日米両政府が、既存の二国間デジタルパートナーシップにおける次のステップを考える好機であります。従来のような、デジタル貿易、データフロー、プライバシー保護、サイバーセキュリティといった事項に加わるべき新しい優先課題は、慎重かつ実用的なだけではなく、イノベーションを促進し、そしてリスクベースな、AIガバナンスに対するアプローチの形成への日米協力です。日米協力がOECD（経済協力開発機構）の「AIに関する提言」の完成や、AIに関するグローバルパートナーシップの立ち上げに不可欠であったように、このような取り組みは強固な多国間協力を礎に実現可能であるという点は非常に重要であります。その中で全米商工会議所・米日経済協議会は、日本政府と検討会がAIガバナンスに関して、日米二国間協力を行う分野を明確にすることを提言します。一つの可能性としては、自主的なガバナンス設計が挙げられます。米国国立標準研究所（National Institute of Standards and Technology (NIST)）は説明可能なAIの要素の原則を研究し、米国議会より、既存のサイバーセキュティやプライバシー保護の枠組みを補完するようなAIのリスクマネジメントの枠組みを開発するよう指示を受けています。その他の例としては、金融、交通、ヘルスケア、データ保護の分野を含め、規制当局間で新しい対話を始めたり、既存のコミュニケーションを工夫したりして、特定のセクターに適用されるAIガバナンスや規制を行う上での考慮事項について話し合うことです。米国政府が発表した「AIアプリケーションの規制に関する指針」が良い参考になるのではないかと考えます。

全米商工会議所・米日経済協議会は、非常に重要なトピックであるデジタル政策において日米間の協力に貢献するべく尽力してまいります。また、検討会や日本政府と意見交換や議論を行うことができれば幸いです。昨年、我々は経団連とOrgalimとともに、アメリカ、日本、EUのビジネスリーダーや政策立案者がAIガバナンスにおいて相互運用が可能なアプローチを検討する場を提供する「グローバルAIガバナンスフォーラム」を立ち上げました。経済産業省や総務省からの代表者もこの議論に参加されました。この取り組みが2021年にも継続されるにあたって、全米商工会議所・米日経済協議会は日本政府のAIガバナンスにおけるリーダーシップを引き続き支援いたします。

**II. マルチステークホルダーを関与させた、根拠に基づいたアプローチ**

　全米商工会議所・米日経済協議会は、AI技術に対する国民からの信頼を得ることとAI技術の信頼性が高まることが、責任あるAIの開発、展開、利活用につながると考えます。しかし、技術変革の速さと複雑性に鑑みると、政府間の取り組みだけではAIへの信頼度を高めることは難しく、産業界、有識者、その他ステークホルダーとのパートナーシップが必要となります。AIに関する原則と実利用とのギャップを埋めるための策として、検討会はAIガバナンス設計に関し、任意規格、枠組み、利用規則等の作成を含め、マルチステークホルダーを関与させた、透明性のあるアプローチをとることを明確に支持するべきであります。マルチステークホルダーアプローチは、AIのパフォーマンスと潜在能力のギャップを特定し、それをAIアクターに解決させる上で最も優れた可能性を有しています。マルチ・ステークホルダー・アプローチの一例としては、例えばプライバシー保護の様に、決められた基準を用いてAIアプリケーションのパフォーマンスを測る方法を開発することが考えられます。中間報告書でも認識されている通り、OECDはAI Policy Observatoryにおいて世界中の取り組みをまとめていますので、将来のAIガバナンスへの取り組み全てにおいて世界の情報源となるでしょう。

　日本政府と検討会がAIガバナンスに関する将来的なアクションを検討するにあたって、確固たる根拠に基づいた政策立案の重要性を強調することを提言します。また、中間報告書に、科学的整合性、情報の質、テクニカル分析といった原則がAIガバナンスの議論において担うべき役割について、明記すべきであると考えます。AIガバナンスを、十分な情報に基づいた、バランスの取れた、かつゴールベース型で進めるには正しい根拠が不可欠であり、これらの原則は、AIに関し国民が不安を抱えているという点に鑑みても必要なものであります。これらは、米国の「Guidance for Regulation of AI Applications（AIアプリケーションの規制に関するガイダンス）」にも含まれており、日米間のさらなる協力分野となる可能性を秘めています。実際、AIガバナンスの設計は、AI技術を利用する個人への危害に具体的に対処できる必要があります。適切な根拠の土台なしには、将来のAI利用は意図せずして日本のデジタル変革を妨げてしまうことでしょう。

**III. 柔軟性と均衡性のとれたリスクベースのガバナンス設計**

　全米商工会議所・米日経済協議会は、AIガバナンスの設計が詳細な要件を定める（prescriptive）規制ではなくリスクベース・アプローチであるべきであるという点、また日本政府はAIアプリケーションの発展と実装を阻害しうるone-size-fits-allのようなソリューションの適用はするべきではない、という検討会の考えに賛同します。AIガバナンスは柔軟なものであるべきです。同じAIアプリケーションであっても、モニタリングなど人間の関与がどの程度入るか、どのように運用されるかによりリスクの大小が変わってきます。例えば小規模なスタートアップ企業が非常に機密度の高いデータを取り扱っていれば、AIを大々的に利用している大企業よりも大きなリスクを有している可能性があり、この点においては、企業の規模はリスクを測る上で妥当な指標ではないと言えます。同様に、業種や事業分野も固有リスクを測る絶対的な指標とは言えず、組織がAIアプリケーションの開発者または利活用者としてどのような役割を担っているのかも考慮する必要がある場合があります。

　このことから、全米商工会議所・米日経済協議会は、検討会が示した拘束力のない中間的なガイドラインを作成するというアプローチを支持します。全てのステークホルダーからのインプットを踏まえて作成される非拘束のガイドラインは、今日のAIソリューションを評価することのできる幾つかの具体的な基準を示すこととなるため、企業が実際に運用できる蓋然性が高くなります。中間報告書ではこの非拘束のガイドラインが一部の規制やモニタリング、監視の最低限の基準として使われる可能性があると示していますが、もしそのように使われるのであれば、当該基準を作成、導入する際には日本政府は監督の役割を果たす全ての省庁に共通認識を持たせる必要があります。中間報告書の「今後の課題」に記載のある通り、モニタリングとエンフォースメントはイノベーションの促進、消費者保護、企業のコンプライアンスにかかる負担の軽減、といったバランスを重視し慎重に設計・導入される必要があります。

　その他の具体的なリスク（意図しない不公平な顧客対応、透明性の欠如、不明確なアカウンタビリティ）についても検討会で洗い出すのが良いと考えます。また、AIを利用した場合の利便がそれに伴う潜在的な危害を上回るのか、またはAIを利用しなかった場合の機会損失がどのようなものか、などといったトレードオフに関してリスク分析を通じて検討することの重要性を中間報告書に明記することを提言します。企業はAI導入にかかるトレードオフを考慮するのに最適な立場にあるため、AI関連のリスクについて行われる議論は、適度に高い抽象度を持ち、AIガバナンスを実践的な視点で捉える必要があります。

**IV. AIを促進する政策の整備**

　ダイナミックで目まぐるしい技術進化を遂げているAIは、予測可能で今後の成長を促進する政策を必要としています。AIによるアウトプットやAIに補完された意思決定は既存の法律によって規制されていることがほとんどです。検討会が指摘している通りAIガバナンスには多国間合意からハードローやソフトロー、技術標準まで多くのレイヤーがあるため、AIガバナンスの設計はシンプルであるべきで、既に法規制が溢れている現状を不必要に複雑化させることは避けるべきであります。

　そのため日本政府としては、新しい取り組みを発表する前には、拘束力の有無にかかわらず既存のルールを精査して考慮の対象にするべきで、既存の法律、規制、管轄当局、そして枠組みがAIガバナンスにおいて整合性を有し、首尾一貫し、能率化されていることが再確認されるべきであります。データ保護に関しては、非拘束のガイダンスであっても、個人情報保護委員会による個人情報保護法の解釈やエンフォースメントとの整合性を図るべきであります。新しいガバナンスの枠組みや必須要件を導入する前にこのような法規制を考慮しないと、金融、ヘルスケア、交通、データ保護など、様々な分野において義務の相違や重複が発生することとなってしまいます。同時に、経済産業省や検討会は、規制当局にAIアプリケーションの実証を前向きに支持する一方で消費者保護を疎かにしないよう勧告するべきであります。この点に関しては、レギュラトリーサンドボックスや産業界との建設的な対話が重要な役割を果たし、それらによってもたらされる知見や学びが、AIガバナンスの設計を議論する際に検討材料となるべきであります。

**V.終わりに**

　この度は、コメントを提供させていただく機会をいただきまして経済産業省に感謝いたします。米国の民間セクターは、日本のAIガバナンスの設計を検討していく中で検討会や日本政府のオープンなパートナーとしていつでもお役に立ちたいと思っております。今回の我々からの提言をご検討いただければ幸いです。

問い合わせ先

全米商工会議所　米日経済協議会　常任理事　アイコ・レーン

alane@uschamber.com

全米商工会議所　国際規制部門　上席部門長　ショーン・ヘザー

sheather@uschamber.com